

新潟医療福祉大学電子計算機管理運用内規

(趣旨)

第1条 この内規は、新潟医療福祉大学情報ネットワーク内規第3条第2項に基づき、本学のネットワークに接続する電子計算機の利用の申請に関し、必要な事項を定める。

(電子計算機の登録)

第2条 本学で使用する電子計算機は、形状の如何にかかわらず、主たる使用・管理者（以下「利用者」という。）が、図書館・情報委員会（以下「図書館委員会」という。）にその内容を申請し、管理リストに登録するものとする。

2 管理リストの管理はシステム管理者が行う。

(学内使用条件)

第3条 本学で使用する電子計算機は、ネットワーク接続の有無にかかわらず、ウイルス対策ソフトを必ずインストールしなければならない。

2 本学で使用するための調整作業が発生する場合は、システム管理者がこれを行う。

(申請・登録について)

第4条 登録申請する内容は、利用者（申請者）名、設置場所、メーカー、機種型名、OS、形状、コンピュータ名、購入予算、ウイルス対策ソフト名、IPアドレス、資産管理番号、主たる使用目的とする。

2 利用者は、申請した内容に変更が生じる場合、事前に届け出るものとする。

(補足)

第5条 この内規に定めるもののほか、必要な事項は、図書館委員会が別に定める。

(改廃)

第6条 この内規の改廃は、総務会の議を経て学長が行う。

附則

この内規は、平成16年5月20日から実施する。

この内規は、平成27年4月1日から実施する。